

## <福祉用具購入にかかる手続きのご案内>

2021.2 改訂

介護が必要な方の日常生活の自立を助けるための用具を購入した場合、福祉用具購入費を支給します。身体状況に合う福祉用具を「特定（介護予防）福祉用具販売事業所」から購入した場合、同一年度内（4月～翌年3月）につき購入経費（上限額10万円）から自己負担分を除いた額が支給されます。

### 手 続 き の 流 れ

#### 1. 介護度または介護認定申請の確認

- ・利用者の介護度または介護認定が申請済みであることを確認してください。介護認定申請前のかたや介護認定申請の結果が、自立（非該当）となったかたは対象となりません。

#### 2. 希望の福祉用具が介護保険の対象であることを確認

- ・希望の福祉用具が介護保険の対象となるかをケアマネジャー、高齢者くらしサポート（地域包括支援センター）または市に確認してください。対象品目は3ページのとおりです。対象とならない場合は、全額自己負担となりますのでご注意ください。
- ・利用限度額は、10万円です。この額を超える部分の購入費用は、支給対象になりません。
- ・介護保険の支給を受けて購入した福祉用具について、それ以後の同一品目の再購入は、原則として給付の対象となりません。ただし、以下のどれかに該当しており、箕面市が必要と認めたときは支給される場合があります。再購入する前に必ず市へご相談ください。
  - ①過去に購入した福祉用具が破損した場合
  - ②被保険者の介護の必要の程度が著しく高くなった場合

#### 3. 都道府県指定の福祉用具販売事業者で福祉用具を購入

- ・都道府県、政令指定都市又は中核市指定の福祉用具販売事業者以外で購入した場合、全額自己負担となりますのでご注意ください。
- ・支払い方法として、「受領委任払」を希望の場合は、購入前に「受領委任払承認申請書」を市へ提出してください。

#### 【受領委任払について】

- ・利用者が福祉用具購入費用の1割から3割分を事業者支払い、残り9割から7割の保険給付分を市が直接事業者へ支給するという方法です。
- ・介護保険料に未納があり、給付制限を受けているかたは受領委任払を利用することができません。
- ・市で受領委任払承認申請の審査を行い、利用者・事業者の両者に、「受領委任払承認・不承認決定通知書」を送付します。福祉用具の購入は、この通知を受け取った後にお願います。承認の場合は、購入費用の1割から3割を事業者にお支払いください。不承認の場合は、「償還払」となりますので、全額を事業者にお支払いください。

#### 4. 福祉用具購入後、福祉用具購入費の支給申請をします

事業者利用者負担額を支払った後、次の書類を市へ提出してください。

- (1) 介護保険居宅介護（介護予防）福祉用具購入費支給申請書（市所定様式第14号）
- (2) 購入した福祉用具がわかるパンフレット（コピーでも可）
- (3) 購入した福祉用具の領収証
  - ・「償還払」の場合は、原本を提出してください（宛名が被保険者本人名のもの）。原本の返却希望の場合は、原本とコピーの両方をお持ちいただければ、確認後、返却します。
  - ・「受領委任払」の場合は、領収証のコピーを提出してください（確認のため原本の提示が必要です）。なお、領収額の内訳として、「1割から3割分」と「超過分」（超過がある場合のみ）の記載が必要です。
- (4) 特定福祉用具販売計画書の写し
- (5) 請求書（市所定用紙）
  - ・「償還払」の場合は、被保険者本人の氏名で記入、押印してください。被保険者本人名義の預金口座を記入してください。ただし、被保険者本人名義の預金口座がない場合は、代理人の預金口座に振込できます。この場合には必ず「委任状」が必要です。
  - ・「受領委任払」の場合は、事業者が請求書を提出します。

#### 5. 福祉用具購入費の支給について

- ・前記4の支給申請の受付後、内容を審査し、保険給付分（7割から9割）の支給額を決定し、利用者に対し「介護保険福祉用具購入費支給決定通知書」を送付します。その後、支給決定した額を支給します。なお「受領委任払」の場合は、委任された事業者の指定口座に支給額を振り込みます。

### 申請にあたってのご注意

#### <利用者が入院・入所中の場合>

- ・退院・退所後に備え、入院・入所中に福祉用具を購入することはできますが、支給申請は退院・退所をして在宅になってから行ってください。  
(退院・退所しないこととなった場合、支給申請はできません。)


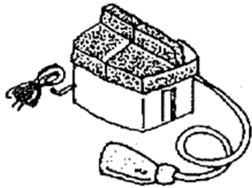
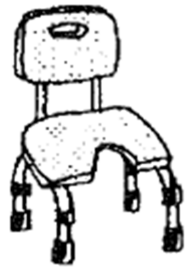

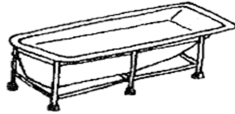

#### 【問い合わせ先】

箕面市市民部 介護・医療・年金室 介護保険グループ

〒562-0003 箕面市西小路4丁目6番1号

TEL : 072-724-6860 FAX : 072-724-6040

## 購入の対象となる福祉用具一覧

対象品目	対象品目の種類	
腰掛便座	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 和式便器の上に置いて腰掛式に変換するもの</li> <li>(2) 洋式便器の上に置いて高さを補うもの</li> <li>(3) 電動式又はスプリング式で便座から立ち上がる際に補助できる機能を有しているもの</li> <li>(4) 便座、バケツ等からなり、移動可能である便器（居室において利用可能であるものに限る。）</li> </ul>	
自動排泄処理装置の交換可能部品	<p>自動排泄処理装置の交換可能部品（レシーバー、チューブ、タンク等）のうち尿や便の経路となるものであって、居宅要介護者等又はその介護を行う者が容易に交換できるもの。専用パッド、洗浄液等排泄の都度消費するもの及び専用パンツ、専用シート等の関連商品は除かれる。</p>	
入浴補助用具	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 入浴用いす 座面の高さが概ね 35 cm以上のもの又はリクライニング機能を有するものに限る</li> <li>(2) 浴槽用手すり 浴槽の縁を挟み込んで固定することができるものに限る</li> <li>(3) 浴槽内いす 浴槽内に置いて利用することができるものに限る</li> <li>(4) 入浴台 浴槽の縁にかけて浴槽の出入りを容易にすることができるものに限る</li> <li>(5) 浴室内すのこ 浴室内に置いて浴室の床の段差の解消を図ることができるものに限る</li> <li>(6) 浴槽内すのこ 浴槽の中に置いて浴槽の底面の高さを補うものに限る</li> <li>(7) 入浴用介助ベルト 身体に直接巻き付けて使用するもので浴槽への出入り等を容易に介助することができるものに限る</li> </ul>	  
簡易浴槽	<p>空気式又は折たたみ式等で容易に移動できるものであって、取水又は、排水のための工事を伴わないもの</p>	
移動用リフトのつり具の部分	<p>身体に適合するもので、移動用リフトに連結可能なものであること</p>	

上記のイラストは、対象品目の一例です。これら以外に対象となるものがありますので、詳しくはお問い合わせください。